

【資料 1】

○湖南省付属機関設置条例

平成25年 3月28日

条例第8号

改正 平成27年12月25日条例第37号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する付属機関及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条に規定する組織として設置する付属機関(以下「付属機関」という。)の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(付属機関の設置及び担当事務)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の付属機関としてそれぞれ同表付属機関の欄に掲げる付属機関を置く。

2 付属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 付属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 付属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該付属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

執行機関	付属機関	担当事務	委員の定数
市長	湖南省国土利用計画 策定委員会	湖南省国土利用計画の策定についての調査 審議に関する事務	12人以内
	湖南省多文化共生推 進プラン策定委員会	湖南省多文化共生推進プランを策定するた めの意見についての協議に関する事務	15人以内

湖南省行政改革懇談会	湖南省行政改革大綱の策定に関し、必要な事項を調査審議し、意見を述べ、又は提言を行うこと及び行政改革の進捗状況に関する報告に対し、意見を述べ、又は助言を行うことに関する事務	20人以内
湖南省行政改革外部評価委員会	行政改革の進捗状況等に関する事項について、監視及び評価を行うとともに提言を行うことに関する事務	10人以内
湖南省入札監視委員会	市が発注した工事等に関し、入札及び契約手続きの運用状況等についての審議に関する事務	5人以内
湖南省地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定のための調査及び検討に関する事務	20人以内
湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会	障がい者計画及び障がい福祉計画の策定のための調査及び検討に関する事務	25人以内
湖南省道路整備計画策定委員会	湖南省道路整備計画の策定についての検討及び審議に関する事務	15人以内
湖南省内陸型国際総合物流ターミナル研究会	港湾、空港以外の内陸部にある貨物の集配、通関業務、保管等が行われる貿易貨物輸送基地の実現に向けた取組や課題についての研究及び検討に関する事務	15人以内
湖南省小規模企業者小口簡易資金貸付審査会	湖南省小規模企業者簡易資金貸付について、適正な貸付を期するための審査に関する事務	12人以内
湖南省技能取得教育訓練事業補助金交付審査会	湖南省技能取得教育訓練事業補助金申請に対する審査及び認定に関する事務	10人以内
湖南三山商標審査会	湖南三山商標の使用許可について、有効活用及び適正な使用を期するための審査に関する事務	10人以内

教育委員会	湖南省同和教育推進委員会	同和教育の推進に関する事項について、調査審議する事務	35人以内
上下水道事業管理者	湖南省上下水道運営審議会	水道事業及び下水道事業に関する重要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

○附属機関等に関する基本指針

平成28年4月1日

(趣旨)

第1 この指針は、附属機関等の設置において、市の意思形成過程の透明性の向上と公正の確保を図り、市民の市政への参画を促進するため、委員募集においてはできる限り公募等を行うこととし、その附属機関等に関する基本指針を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において附属機関等とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

(2) 附属機関以外の組織

前号に規定する附属機関に該当しない組織で、有識者や市民から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として本市が設置するもの。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの

イ イベント等の実施を目的に組織するもの

ウ 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

エ 本市の職員のみで構成するもの

オ その他この指針の対象として適当でないもの

(附属機関等の設置及び統廃合)

第3 附属機関等の設置については、その設置目的を明らかにし、最も効率的な設置方法を検討するとともに附属機関等によることが最適かどうかについても検討するものとする。

(1) 法令により必置とされている場合を除き、審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれていない場合又は既存の附属機関等の所掌することが適当でない場合に限り、附属機関等を新たに設置することができるものとする。なお、臨時的に設置する附属機関等は、設置期限を定めるものとする。

(2) 類似、同種の機能を持つ附属機関等は、統合を図ることとする。

(3) 次の附属機関等は、法令により必置とされているものを除き、原則として廃止する。

ア 既に設置目的が達成されたもの

イ 社会経済情勢の変化等により審議事項そのものが減少するなど設置の必要性が低下しているもの

ウ 実質的な付議案件が少ないなど設置効果の乏しいもの

エ 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも少ないなど活動が不活発なもの

オ 附属機関等を設置するまでもなく、一般的な行政事務処理によって対応可能なもの
(委員の選任)

第4 附属機関等の委員の選任は、附属機関等ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任するものとする。

(委員の構成)

第5 委員の構成については、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 女性の参画率については、湖南省審議会等への女性委員の参画の促進に関する取扱要領（平成16年湖南省訓令第26号）第3条に規定する割合を達成できるよう努めるものとする。
- (2) 市議会議員、市職員については、法令の定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (3) 公正かつ幅広く意見等を聴取するため、できるだけ同一人が多数の委員を兼ねないように努め、委員を関係団体から選任する場合は、特定の者に限らず広く構成員の中から推薦を受けるように努めるものとする。また、幅広い年齢層からの選任に努めるものとする。

(委員の公募)

第6 附属機関等の委員を公募するに当たっては、各部署が別に定める附属機関等の委員公募要領に基づき実施するものとし、応募資格のある者は、原則として次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、第1号から第3号までに規定する要件は、委員に委嘱しようとする日又は依頼する日を基準とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- (3) 国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。
- (4) 応募日現在において、本市の附属機関等の委員でないこと。
- (5) その他市長が必要と認める要件。

2 次のいずれかに該当するときには、公募を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により委員となるべき要件が制限されているとき。

- (2) 行政処分に関する審議等を行うとき。
- (3) 専ら高度、専門的な知識を有する事案の審議等を行うとき。
- (4) 委員を迅速に選任する必要があるとき。
- (5) 附属機関等の設置目的及び所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められるとき。

3 委員の公募については、原則として次の各号に掲げる事項を広報紙、市ホームページ等を活用し、広く周知を図るものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 所掌事務、意見聴取事項
- (3) 報酬、謝礼
- (4) 任期
- (5) 募集対象
- (6) 募集人数
- (7) 応募方法
- (8) 募集期間
- (9) 選考方法
- (10) 問い合わせ先
- (11) その他必要と認める事項

4 公募委員の選考については、原則として次の各号に掲げる方法の全部又は一部により行うものとする。なお、選考結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。

- (1) 作文
- (2) 面接
- (3) その他適当と認める方法

5 公募した結果、応募者がいない、定員に満たない、該当者がいないなどの場合には、所管課の判断によるものとする。

(会議の公開、非公開)

第7 会議の公開又は非公開の決定は、法令に定めのあるものを除き、附属機関にあってはその長が、附属機関以外の組織にあっては庶務を所管する課等の長が、それぞれその会議に諮って行うものとする。なお、決定をするに当たっては、湖南省情報公開条例（平成16年湖南省条例第10号）第7条各号及び第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合を除いて原則として公開するものとする。

- 2 附属機関等は、会議を開催する場合は、会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前までに市ホームページ等により市民に公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 3 会議の公開は、傍聴及び結果の閲覧の方法により行うものとする。
- 4 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、附属機関にあつてはその長が、附属機関以外の組織にあつては庶務を所管する課等の長が、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 5 会議の傍聴は、法令に定めのあるものを除き、原則として次の要領により行うものとする。
 - (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着又は抽選により傍聴を認める者を決定するものとする。
 - (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会議の秩序の維持に努めるものとする。
 - (3) 傍聴を認めた者に対しては、会議資料（湖南省情報公開条例第7条各号及び第8条各号のいずれかに該当する情報が記載されている部分を除く。）を配布するものとする。
- 6 会議の結果の閲覧は、原則として次の要領により行うものとする。
 - (1) 閲覧に供すべき議事録又は会議概要を会議終了後速やかに作成する。
 - (2) 前号により作成した議事録又は会議概要について、市ホームページに掲載する。
 - (3) 会議の結果の閲覧の期間は、当該文書の保存年限とする。
- 7 附属機関等は、非公開とした会議についても、できる限り会議の概要等を公表するよう努めるものとする。
- 8 附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

○湖南省情報公開条例（抜粋）

平成16年10月1日

条例第10号

改正 平成17年9月15日条例第24号

平成20年9月22日条例第22号

平成25年3月19日条例第4号

平成26年12月26日条例第41号

平成28年3月30日条例第4号

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 公文書の公開（第5条～第17条）

第3章 情報提供の推進（第18条）

第4章 雑則（第19条～第26条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障に資するとともに、市の活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に則した公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものであって、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。

3 この条例において「公開」とは、実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧又は視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求するものの権利が十分に尊重されるように、この

条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して適正に使用し、第三者の権利を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

(公開の請求方法)

第6条 公文書の公開の請求をしようとするもの(以下「請求者」という。)は、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開を請求する公文書の件名、その他公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、その補正を求めることができる。

(公開をしてはならない公文書)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしてはならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公表を目的としているもの、慣行として公表されているもの、又は公表することが予定されているもの

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(2) 法令等の規定又は法令等の規定に基づく指示により明らかに公開することができない情報

(公開をしないことができる公文書)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。

(1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生ずる危害から個人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生ずる著しい支障から個人の財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(3) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、協議、企画、検討、調査、研究等の意思形成に関する情報であって、公開することにより、当該又は同種の意思形成を公正かつ適正に行うことに著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(4) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 市と国等との間における協議、協力、依頼、委託等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

2 実施機関は、公文書の公開の請求に係る公文書に前条第1号及び本条第1項各号に掲げる非公開の情報が記録されている場合において、同条及び同項の規定により非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同条及び同項の規定にかかわらず、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(部分公開)

第9条 実施機関は、公文書の公開の請求に係る公文書に前2条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公文書の公開の趣旨が損なわれないと認めるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、請求者に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで第7条及び第8条の各号に掲げる情報を公開することと同様の効果を生ずると認めるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(公開の請求に対する決定及び通知)

○湖南省上下水道運営審議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、湖南省上下水道運営審議会規程（平成28年上下水道事業管理規程第1号）第10条の規定に基づき、湖南省上下水道運営審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を審議会の会長（以下「会長」という。）に申し出て係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他会議において傍聴を不相当と認める者

（傍聴の制限）

第4条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

（写真、動画等の撮影及び録音の禁止）

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会長から傍聴を禁じられたとき、又は退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。